受付

では1月4日から受け付けています

除などを税務署に申告するこ 証明書など必ず原本をご用意 などの源泉徴収票と各種控除 とによって、所得税の一部ま 費控除や住宅借入金等特別控 たは全部が還付されます。 手続きの際は、給与や年金 年末調整ではできない医療

明細書の作成もお願いいたし する方は、あらかじめ医療費 ください。 また、医療費控除の申告を

医療費控除

定額を超えたとき どにより支払った医療費が 「同一生計)の病気やけがな あなたが、ご自身やご家族

とき 職し、年末調整をしていない 平成24年中に会社などを退 会社などを中途退職した方

還付申告の受付

で受け付けます。 す。また、町でも左記の日程 ら還付申告書の提出ができま ただし、譲渡所得や贈与税 上尾税務署では1月4日か

休 9 時~ 15 時 30 分 受付日時 2月13日水・ 出してください。 の申告相談などは、受付でき ませんので、上尾税務署へ提 14 日

場所

役場3階第1会議室

還付申告の問合せ

公的年金等を受給されている方へ

7 7 0 税務課町民税係内2152 (申告案内窓口) 上尾税務署個人課税第一部 1800(自動音

確定申告についてe Tax **上尾市大字西門前**577 のご利用をお願いしています。 声案内) お願い上尾税務署では、

関東信越税理士会 からのお知らせ ~無料申告相談~

ない人 退職者 対象 ようとする人 平成24年中の 円以下) で医療費控除を受け 所得者 (給与収入が600万 (土・日曜、祝日を除く) 人が600万円以下) 給与 町内の税理士事務所 2月4日月~15日 年末調整が済んでい 年金受給者 (年金収

まで) **FAX**776 部 ● 776 問 士事務所へ (9時3分~16時 上尾支部または最寄りの税理 関東信越税理士会上尾支 8 7 7 7 8 3 2 2

> 20万円以下である場合には、 係る雑所得以外の所得金額が であり、かつ、公的年金等に 額の合計額が400万円以下 おいて、公的年金等の収入金 所得税の確定申告は必要あり 平成23年分以後の各年分に

問い合わせください。 ません。 詳しくは、上尾税務署にお

な場合があります。 加など、住民税の申告が必要 い場合であっても、控除の追 所得税の確定申告が必要な

> 申告書の提出が要件となって 税の還付(医療費控除や扶養 用を受ける場合には、確定申 雑損失の繰越控除など)の適 いる控除 (例えば、純損失や を提出する必要があります。 受けるためには、確定申告書 控除など各種控除の追加)を この場合であっても、所得 この場合であっても、確定

動音声案内) 部門価ファク 告書の提出が必要となります。 上尾税務署個人課税第 1800(自

護保険料の納付額確認 国民健康保険税 齢者医療保険料・介 します (普通徴収分) を送 後期

は 付義務者あてに送付します。 料控除用)」を、1月下旬に納 た「納付額確認書(社会保険 平成24年中の納付額を記載し 座振替)で納付した方には、 ら差し引くことができます。 社会保険料控除として所得か 齢者医療保険料 介護保険料 普通徴収 (納付書または口 所得税や住民税の申告で 国民健康保険税 後期高

電話で関東信越税理士会

方は、 収(年金天引)分は含まれて なお、この確認書には特別徴 ので、納付額の確認が必要な 源泉徴収票は送付されません 年金から天引きされた方には てください。(障害年金、遺族 される源泉徴収票等で確認し (日本年金機構など)から送付 いませんので、年金支払機関 各担当へご連絡くださ

険係内2173 保険医療課国民健康保

福祉課介護保険管理係內2 保険医療課医療係内217

5

1 2 4

住民税の生命保険料控除が 変わり

金保険料控除」について、

加されます。 護医療保険料控除」 保険料控除」に加え、「介 保険料控除」、「個人年金 され、従来の「一般生命 保険料控除の制度が改正 平成25年度から、 生命

すが、各保険料控除の額は、

生命保険料控除」とは

り、税負担を軽減させるもの れる額)を差し引くことによ った保険料の額に応じ算出さ 対象所得から一定の額(支払 支払った場合、その方の課税 険料、個人年金保険料などを 個人の納税義務者が生命保

旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約など)

〇平成23年12月31日以前に締

法が変わります

契約締結の時期により計算方

保険料控除の種類	適用される控除限度額	生命保険料控除
一般生命保険料控除	35,000円	70,000 円(限度額)
個人年金保険料控除	35,000円	

の控除額を合計して計算しま 契約の控除額と新契約の控除 額をそれぞれ算出し、旧・新 旧 2 問 現行どおり7万円です。

最大2万8千円となります。 合計適用限度額については 税務課町民税係内215

新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約など)

保険料控除の種類	適用される控除限度額	生命保険料控除
一般生命保険料控除	28,000円	
個人年金保険料控除	28,000円	70,000 円(限度額)
介護医療保険料控除	28,000円	

上記の住民税の控除額は、所得税の控除額とは異なります。

てください。 償却資産の種類

構築物=広告塔、看板、門、

車両および運搬具= ブルド

用がある場合は、「一般生命 〇旧契約と新契約の両方の適

保険料控除」または「個人年

〇平成24年1月1日以後に締

結した保険契約など(新契約)

のみの場合は、表2のとおり

ず表1のとおりです。

の場合は、これまでと変わら 結した保険契約など(旧契約)

1月3日本までです

ザーなど

申告期限 ありますのでご注意ください。 経営や農業経営などでも償却 とになっています。 アパート 場所の市町村長に申告するこ の内容を、事業を営んでいる は、1月1日に所有する資産 税の対象となります。事業主 個人 (法人) が使用している 資産の申告対象となるものが 事業用資産をいい、固定資産 償却資産とは、事業を営む

平成25年1月31日休

合でも、整理の都合上、申告 申告を要する人 課税対象資産がなくなった場 1年以内に廃業、解散または へ、または貸し付けている人。 **Iにその旨を記入して提出し** なお、平成25年1月1日前 償却資産を町内に所有する

搬装置、製造・加工設備、 土地に定着する土木設備など 立体駐車場設備、舗装その他 ・夕、工作機械、揚重機、 機械および装置= コンピュ 農林業用構築物、露天式

> 医療機器、きのこ栽培用ほだ 列ケース、電動工具、冷暖房 木、無人駐車管理装置、金型 機器、測定機器、事務機器、 工具、器具および備品= 陳

申告を要しない資産 耐用年数1年未満または取 て3年均等償却を行ってい 却資産で一括償却資産とし 取得価額が2万円未満の償 必要経費に算入したもの 得価額10万円未満の償却資 産で一時に損金算入または

るもの 原付自転車など 税の課税対象である自動車 家庭用に使用される資産 自動車税、 または軽自動

電子申告のご案内

告が可能となっています。 **ム (エルタックス「** e L T ジ(暮らしのガイド「税金」) A×」)での、償却資産の申 を利用した電子申告システ をご覧ください。 詳しくは町ホームペー 町では、インター ネット

問 税務課固定資産税係內?

1 5 4